

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称） 実施方針に関する質問への回答

- ・ 馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）実施方針に関して、平成28年4月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成28年5月31日
栃木県

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|--------------------|------|---|-----|-----|------|----|-----|---|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 1 | 実施方針 | | 本施設の概要 | 1 | 1 | (1) | エ | | | | 埋立面積、埋立容量等の記載が、約・・・m3となっていますが、量的な制約があれば、最小値と最大値をお示しください。 | 60万m ³ を確保することを基本としてください。 |
| 2 | 実施方針 | | 本施設の概要 | 1 | 1 | (1) | エ | | | | 北沢不法投棄撤去物約51,000m ³ の計画量の精度(過去に実施した調査の確からしさ等)をお示しください。また、事前調査の結果、大幅に量が増減した場合の対応策についてお示しください。 | 約51,000m ³ の計画量は、平成12年度の詳細調査によるものであり、詳細は添付資料8を参照ください。実際の撤去に当たっては、事業者が実施設計に先立ち事前調査を行い、その結果を基に撤去量及び撤去範囲は県が決定します。撤去量の増減に伴う費用については、サービス購入料の増減で対応することとします。 |
| 3 | 実施方針 | | 本施設の概要 | 1 | 1 | (1) | エ | | | | 埋立面積 約 4.8ha・埋立容量 約600,000m ³ の増減はどの程度許容されますか？ | No.1の質問回答を参照ください。 |
| 4 | 実施方針 | | 事業方式 | 1 | 1 | (1) | オ | | | | 今回の事業方式について「BTO方式とする」とありますが、県への所有権の移転方法について御教示下さい。また、移転後の施設の使用料等による賃料他が発生するのでしょうか御教示下さい。 | 建設工事の引渡し書の提出をもって完了とします。また、施設の移転後の使用料等の支払いは発生しません。 |
| 5 | 実施方針 | | 事業内容別紙2. リスク分担保(案) | 1~2 | 1 | (1) | ア~カ | | | | 本事業では、廃棄物受入量約459,000m ³ 、受入期間12年を想定されていますが、事業計画の組立ての基礎データとなる、想定埋立廃棄物の年度毎の量、基準となる受入処理単価等をお示しください。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通し、4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 6 | 実施方針 | | 事業期間等の変更 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | 埋立期間を12年間と設定された根拠を具体的に示して頂けませんでしょうか？ | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 7 | 実施方針 | | 事業期間 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | 埋立期間が予定より伸びた場合の措置、リスク分担保についてご教示下さい。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|-------------|------|---|-----|----|------|----|-----|---|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 8 | 実施方針 | | 事業期間 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | 埋立期間が設定されておりますが、廃棄物の搬入量により埋立が期間中に完了、又は期間中に完了しなかった場合の運営・維持管理業務のリスク分担につきまして御教示下さい。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 9 | 実施方針 | | 事業期間及び受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | (ア)事業期間年間埋立量や稼働日当たりの受入台数の想定等を示して戴けないでしょうか。 | 年間埋立量は、添付資料3 p83 4-17埋立計画を参照ください。 受入台数の想定は、添付資料4 p4.1-47(a)交通量を参照ください。 |
| 10 | 実施方針 | | 事業期間及び受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | (ア)事業期間不法投棄物撤去期間(設計・工事・処理)が、平成36年10月末日までに完了しなかった場合には、ペナルティ等はあるのでしょうか。 | 事業者起因する工事遅延等の場合は、ペナルティの対象となります。具体的には、入札説明書等で示します。 |
| 11 | 実施方針 | | 事業期間及び受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | (ア) | | | (ア)事業期間欄外に「県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更することができる…」とありますが、期間内に埋立が完了せず延長となった場合は、延長期間内に発生する維持管理経費は、県で負担戴けるのでしょうか。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 12 | 実施方針 | | 事業期間及び受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | (イ) | | | (イ)受入廃棄物県内排出(中間処理施設を含む)に限定していますが、長期的に十分な需要が見込めるか、具体的なデータを示して戴けないでしょうか。県内の中間処理業者に対する調査やヒアリングが行われているのであれば、それらの情報も開示をお願いいたします。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 13 | 実施方針 | | 受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | (イ) | | | 「県内から排出される産業廃棄物」とありますが、県外の受入も可となりませんか？あるいは、埋立状況によっては、県外受入について協議することにならないでしょうか？ | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|-----|------|----|-------------|------|---|-----|----|------|----|-----|------|--|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | | |
| 14 | 実施方針 | | 事業期間等の変更 | 2 | 1 | (1) | カ | | | | | 「県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更することができる」とありますが、埋立期間中に埋まりきらなかった場合の期間延長、又は早期に埋立完了した場合の期間短縮について、協議に応じて頂けると理解してよろしいでしょうか？ | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 15 | 実施方針 | | 事業期間 | 2 | 1 | (1) | カ | | | | | 「※ただし、県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更することができるものとする。」とありますが、事業者から事業期間の変更を提案することができるという理解でよろしいでしょうか。また、この協議は、事業期間中のどの時期を想定されているのかご教示ください。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 16 | 実施方針 | | 事業期間及び受入廃棄物 | 2 | 1 | (1) | カ | | | | | 県との協議により事業期間等を変更することができるものとすると思いますが、埋立終了後の管理期間も短縮または延長することが可能でしょうか。 | 埋立終了後の管理期間については、原則として2年間を想定しています。 |
| 17 | 実施方針 | | 運営・維持管理業務 | 2 | 1 | (1) | キ | (ウ) | a | | | a 営業業務で、想定される業務内容を具体的に示して頂けませんか？ | 取引先の確保、契約及び料金交渉など、産業廃棄物処理業としての営業活動全般を想定しています。 |
| 18 | 実施方針 | | 運営・維持管理業務 | 2 | 1 | (1) | キ | (ウ) | i | | | i 啓発業務で、想定される業務内容を具体的に示して頂けませんか？ | 施設見学者への説明補助、パンフレット作成及び環境教育など、産業廃棄物処理施設の啓発・普及全般を想定しています。 |
| 19 | 実施方針 | | 運営・維持管理業務 | 2 | 1 | (1) | キ | (ウ) | j | | | j その他関連業務で、想定される業務内容を具体的に示して頂けませんか？ | 施設清掃、植栽管理及び防火管理など、産業廃棄物処理施設を適正に維持していくための関連業務全般を想定しています。 |
| 20 | 実施方針 | | 埋立終了後の管理業務 | 2 | 1 | (1) | キ | (エ) | e | | | e その他関連業務で、想定される業務内容を具体的に示して頂けませんか？ | No.19の質問回答を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|------|------|---|-----|----|------|----|-----|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 21 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (ア) | b | | (ア)設計業務、b 各種手続きに関する業務について、関係機関との事前協議は行われているのでしょうか。実施されている場合、協議資料・結果(設計条件や許可までのスケジュール等)の開示をお願いいたします。 | 廃棄物処理法、森林法、都市計画法、建築基準法等について、関係機関と事前打合せ中であり、事業者が実施設計に着手するまでに終了させる予定です。 |
| 22 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (ア) | b | | (ア)設計業務、b 各種手続きに関する業務について、PFI案件では発注者が補助金申請を実施する例が多いですが、今回の補助金申請は事業者が行うのでしょうか。 | 本事業の整備は、廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金交付要綱3.(1)ウPFI選定事業者が行う産業廃棄物の処理施設整備事業を想定していることから、補助金申請者は事業者になります。 |
| 23 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (ア) | b | | (ア)設計業務、b 各種手続きに関する業務について、設置許可申請は県が行うとありますが、その他の申請も県が行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 設計業務においては、貴見のとおりですが、資料作成の補助業務を業務範囲とします。 ただし、国庫補助金申請は、事業者が実施してください。 なお、施設の設置に係る関係法令の申請は県が行いますが、施設が完成し県に所有権を移転した後の運営・維持管理に係る全ての手続きは事業者になります。 |
| 24 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (イ) | a | | (イ)建設工事業務、a 建設工事及び関連業務とありますが、関連業務とは何を意味しているのでしょうか。具体的に示してください。 | 工事期間中の環境モニタリング、住民への対応補助等を想定しています。 |
| 25 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (イ) | d | | (イ)建設工事業務、d 開業準備業務とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。 | 運営・維持管理業務に当たる者への指導、排出事業者等への事前広報・営業活動・審査等を想定しています。 |
| 26 | 実施方針 | | 業務範囲 | 2 | 1 | (1) | キ | (イ) | e | | (イ)建設工事業務、e 施設の引渡し業務(県への所有権移転業務等)とありますが、具体的にどのようなことを行うのでしょうか。 | No.4の質問回答を参照ください。 |
| 27 | 実施方針 | | 業務範囲 | 3 | 1 | (1) | キ | (ウ) | k | | その他の収入として自由提案事業とありますが、立地・アセスに影響しない場合でも認められない場合はありますでしょうか。 | 今後予定している意見交換会等で個別に相談ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|-----------|------|---|-----|----|------|----|-----|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 28 | 実施方針 | | 業務範囲 | 3 | 1 | (1) | キ | (ウ) | k | | (ウ)運営・維持管理業務 自由提案事業とありますが、具体的などのような内容を想定しているのでしょうか。 | 事業者による任意提案であるため、特段の想定はありません。 |
| 29 | 実施方針 | | 業務範囲 | 3 | 1 | (1) | キ | (オ) | | | (オ)不法投棄物撤去業務 本業務から発生する不法投棄物(=産業廃棄物)の排出事業者・責任は選定事業者が該当すると解するのでしょうか。 | 排出事業者・責任は県となります。 |
| 30 | 実施方針 | | 県のサービス購入料 | 3 | 1 | (1) | ク | (イ) | | | (c)浸出水処理施設のうち以下は県のサービス購入料範囲外でしょうか。 ・窒素除去設備 ・電気透析以降の脱塩処理設備 ・ダイオキシン分解設備 ・活性炭吸着塔、重金属キレート処理設備 | 特定の施設に係るサービス購入料のうち浸出水処理施設については、高度処理に関するものうち、今回の基本計画で新たに採用することとした凝集膜分離及び電気透析処理に係る設備を想定しており、「電気透析以降の脱塩処理設備」が該当します。 |
| 31 | 実施方針 | | 処理手数料収入 | 3 | 1 | (1) | ク | (ア) | | | 不法投棄物の埋立処理に関する収入については、(ア)処理手数料収入ではなく、(イ)県のサービス購入料b 不法投棄物撤去業務の対価に含まれると考えて良いでしょうか | 別紙「本事業の基本的な考え方について」2事業の仕組みを参照ください。 |
| 32 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 3 | 1 | (1) | ク | | | | 国庫補助金申請に係る県の立場(申請のための援助、環境省との交渉援助等)をお示ください。また、実施方針書の記載内容「(ウ)・・・及びこれに相当する県補助金の交付」を具体的にお示ください。 | 前段については、環境省への申請援助等を想定しています。 後段については、別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通しを参照ください。 |
| 33 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 3 | 1 | (1) | ク | | | | いわゆる混合型PFIを採用していますが、「(ア)処理手数料収入」の想定額及び根拠についてご教示頂きたい。 根拠については、栃木県内及び首都圏の排出事業者や、栃木県内の中間処理業者に対するアンケート調査(本施設への1t当りの希望搬入手数料及び希望搬入量他)等を実施していれば、その結果についてご教示頂きたい。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通しを参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|--------------|------|---|-----|----|------|----|-----|---|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 34 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 3 | 1 | (1) | ク | (イ) | | | (イ)県のサービス購入料として、建設工事のうち特定の施設のみを対象にした根拠をご教示願います。 | 特定の施設に係るサービス購入料は、一般的な民間産廃施設よりも、より高度な安全性を確保するための機能部分を想定しています。 |
| 35 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 3 | 1 | (1) | ク | (イ) | | | (イ)県のサービス購入料として、特定施設に係る業務対価のうちの一定割合相当とした根拠をご教示願います。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通しを参照ください。 |
| 36 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 3 | 1 | (1) | ク | | | | 県からのサービス購入料は入札公告の段階で示されるとありますが、金融機関から融資を得るために公告前に示していただけないでしょうか。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通しを参照ください。 |
| 37 | 実施方針 | | 不法投棄物撤去業務の対価 | 4 | 1 | (1) | ク | (イ) | b | | 不法投棄物撤去業務の対価について「1-(1)-キ-(オ)」に記載のありますa～cすべてが対象となるのでしょうか。(例えば埋立処理業務は対象外となっているのか) | 別紙「本事業の基本的な考え方について」2事業の仕組みを参照ください。 |
| 38 | 実施方針 | | 不法投棄物撤去業務の対価 | 4 | 1 | (1) | ク | (イ) | b | | 不法投棄物撤去業務の対価については不法投棄撤去期間において支払うとありますが、これは月々の支払いになるのでしょうか | 実績に応じ、年複数回支払うことを想定しています。具体的には入札説明書等で示します。 |
| 39 | 実施方針 | | 国庫補助金及び県補助金 | 4 | 1 | (1) | ク | (ウ) | | | 環境省及び栃木県の補助金の交付を受けることを想定しているとあります。この補助金については設計・建設期間が5年間と長期になることを考慮し、出来高による支払いなど各年度毎で支払われるのでしょうか。それとも工事完了後に支払われるのでしょうか | 廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金交付要綱により、年度毎の出来高に応じて補助金を申請し支払われることを想定しています。県補助金は、国庫補助金に合わせて支払います。 なお、国庫補助金は、国が必要があると認める場合において概算払いを受けることができます。 |
| 40 | 実施方針 | | 選定事業者の収入 | 4 | 1 | (1) | ク | (エ) | | | (エ)その他の収入として事業者の任意提案がありますが、県が任意提案を認める時期はいつ頃を想定されていますか。 | 入札説明書等で示します。 |
| 41 | 実施方針 | | その他の収入 | 4 | 1 | (1) | ク | (エ) | | | どのような提案は不可でしょうか。 | No.27の質問回答を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|-------------------|------|---|-----|----|------|----|-----|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 42 | 実施方針 | | 民間事業者の募集及び選定の手順 | 5 | 2 | (2) | | | | | 入札書類の審査では、価格評価と非価格評価が行われるものと推察しますが、審査の流れが明示されておりません。入札書は非価格評価が終わった後に開札されるのでしょうか。 | 入札説明書等で示します。 |
| 43 | 実施方針 | | 民間事業者の募集及び選定の手順 | 5 | 2 | (2) | | | | | 平成28年 8月 参加表明書(参加資格確認申請書を含む)の受付とありますが、第1回の質問の回答だけでは、参加表明の判断ができないと思います。第2回の質問の回答後の平成28年10月に参加表明書の受付、平成28年12月入札参加資格審査通過者との対話の実施、平成29年4月末 入札書類の受付、7月落札者の決定・公表とするようお願いできないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 44 | 実施方針 | | 落札者の決定・公表 | 7 | 2 | (3) | ケ | | | | 落札者の決定にあたり、評価方法、評価基準を明確に示して頂けませんでしょうか？ | 入札説明書等で示します。 |
| 45 | 実施方針 | | 入札参加者の構成等 | 8 | 2 | (4) | ア | | | | 「なお、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託又は請け負うことは可能」とありますが、前文の「資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれかの立場を明らかにすること」と整合していないように読み取れます。資格審査を受けない企業がSPCから直接業務を受託又は請け負う場合をご教示願います。 | 主たる業務以外の業務(例えば、要求水準書3.4.10その他関連業務に示すような清掃、植栽管理等)については、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託又は請け負うことは可能です。 |
| 46 | 実施方針 | | 入札参加者の構成等 | 8 | 2 | (4) | ア | | | | SPC「構成員(出資者)」が1社で、他は「協力企業」という構成は認められるのでしょうか。 | 認められます。 |
| 47 | 実施方針 | | 入札参加者の参加資格要件(業務別) | 9 | 2 | (4) | ウ | | | | 各業務に当たる者は、それぞれの業務実施期間中にのみ配置するという考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|-----|------|----|-------------|---------------|---|-----|----|---------|----|------|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | | | (数) |
| 48 | 実施方針 | | 建設工事業務に当たる者 | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ) | | | 「平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号)に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。」ありますが、建築工事のみの登録でも土木工事について参加可能ですか。 | 不可とします。 |
| 49 | 実施方針 | | 建設工事業務に当たる者 | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ) | | | 上記質問について、土木工事が参加不可能な場合、「登録申請」が、平成28年6月以降でも参加可能ですか。 | 参加表明書の受付の時には、入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。登録時期によって申請の受付期間が定められていますので、県のホームページ【ホーム>県政情報>入札・公売>入札参加資格(公共事業)の配下】で事前に確認してください。 |
| 50 | 実施方針 | | 建設工事業務にあたる者 | 10 ・ 11 | 2 | (4) | ウ | (イ)-1 | | | (イ)-1 共通 土木・建築・水処理を担当しようとするとき、どれかの工種で名簿に登録されていればよろしいですか？ | 全ての工種の登録を要します。 |
| 51 | 実施方針 | | 参加資格要件(業務別) | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ)-2 | d | ① | (イ)-2 土木 d ① 施工現場配置者の実績には、従事期間の条件はございますか？ | 特にありません。 |
| 52 | 実施方針 | | 土木 | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ)-2 | d | | 土木の施工現場に次の要件を満たすものを選任として配置とありますが、平成29年9月の事業契約の締結時または、着工時に施工実績を満たし配置可能見込みであれば、よろしいでしょうか？ | 不可とします。 参加表明書提出時の実績としてください。 |
| 53 | 実施方針 | | 建設工事業務にあたる者 | 10 ・ 11 | 2 | (4) | ウ | (イ)-2,4 | | | (イ)-2 土木 (イ)-4 水処理 各々の専任で配置する者の要件は、申請時施工中、入札時に完了し施工実績を満たしていればよろしいですか？ | No.52の質問回答を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----------------|------|---|-----|----|-------|----|---|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | | |
| 54 | 実施方針 | | 建築 | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ)-3 | | 「本施設の被覆施設の建築を行う企業は、構成員または協力企業とし、a～dの要件を満たすこと。ただし、当該建築業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はa～dの要件をすべて満たし、他のものはaの要件を満たすこと。」となっています。これは、登録するのは当該事業に携わる構成員だけでなく、協力企業も登録しなければならないということでしょうか。またその時には、協力企業も「入札参加資格者名簿」に登録されていないということでしょうか。 | 前段については、協力企業も参加資格要件を満たす必要があります。建築業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者がa～dの要件をすべて満たした場合においても、他のものはaの要件を満たす必要があります。 後段については、貴見のとおりです。 |
| 55 | 実施方針 | | 建築 | 10 | 2 | (4) | ウ | (イ)-3 | | 「本施設の被覆施設の建築を行う企業は、構成員または協力企業とし、a～dの要件を満たすこと。ただし、当該建築業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はa～dの要件をすべて満たし、他のものはaの要件を満たすこと。」となっています。これは、参加登録した企業体の構成員及び協力企業の中で1社がa～dの要件を満たしていれば良いということでしょうか。 | 本施設の被覆施設の建築を行う企業として、参加申請した複数企業のうちで1社がa～dの要件を満たしてください。 |
| 56 | 実施方針 | | 運営・維持管理業務にあたる者 | 11 | 2 | (4) | ウ | (ウ) | | 要件をすべて満たす企業又は複数の企業がいたうえで、a～eの要件をすべて満たさない企業が運営・維持管理業務に参加しても差し支えありませんか？ | aの要件はすべての企業が満たす必要があります。 |
| 57 | 実施方針 | | 運営・維持管理業務に当たる者 | 11 | 2 | (4) | ウ | (ウ) | | 「競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格を有すること」とありますが、栃木県において物品・役務の提供は2分類までしか登録出来なくなっております。今回、どの分類の登録が必要とされるのでしょうか | 役務の提供のうち、大分類はL資源回収またはM施設管理での登録が必要です。小分類については、参加資格を取得する構成員等が行う業務内容で登録してください。 |
| 58 | 実施方針 | | 水処理 | 11 | 2 | (4) | ウ | (イ)-4 | | 監理技術者の配置は設計期間中・本工事中で交代してもよろしいでしょうか。 | 設計期間中は、監理技術者または主任技術者は配置不要とします。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|-------------------|------|---|-----|----|-------|----|-----|---|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 59 | 実施方針 | | 水処理 | 11 | 2 | (4) | ウ | (イ)-4 | | | 施工現場において、現場代理人、主任技術者又は管理技術者としての実績を有するものとありますが、履行期間中の変更は可能でしょうか？ | 配置要件を満たす技術者であり、工事の継続性や品質確保等に支障が無ければ、県との協議により変更は可能です。 |
| 60 | 実施方針 | | 入札参加者の参加資格要件(業務別) | 11 | 2 | (4) | ウ | (イ)-4 | c | | (イ)建設工事業務に当たる者、(イ)-4 水処理、c 配置技術者について、(イ)-2土木のdで規定する技術者が兼任することはできますか。 | 各要件を満たせば可とします。 |
| 61 | 実施方針 | | 不法投棄物撤去業務に当たる者 | 11 | 2 | (4) | ウ | (オ) | | | c.不法投棄物撤去・運搬業務については、上記(イ)-1及び(イ)-2、又は(ウ)の要件を満たすこととありますが、運搬業務の際、収集運搬業は必要ないという理解でよろしいでしょうか？ | 不法投棄物の排出事業者は県になるので、運搬業務を行う者は産業廃棄物収集運搬業の許可を有する必要があります。 |
| 62 | 実施方針 | | 審査に関する基本的な考え方 | 13 | 2 | (5) | ア | | | | 学識経験者等で構成する選定委員会のメンバーは、既設の馬頭最終処分場建設検討委員会と同じ方々でしょうか。選定委員会の委員は、事前に公表されるのでしょうか。 | 実施方針の修正版で示します。 |
| 63 | 実施方針 | | 事業の実施状況のモニタリング | 15 | 3 | (2) | | | | | モニタリングとは、どのような内容でしょうか？ | 入札説明書等で示します。 |
| 64 | 実施方針 | | 馬頭最終処分場(仮称)の施設構成 | 17 | 4 | (2) | | | | | 施設構成に記載の施設(搬入道路除く)は、平成27年2月策定「基本設計書」P.109の概算工事費「約128億円」に全て含まれるという認識で宜しいかご教示頂きたい。 | 貴見のとおりです。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|-----|------|----|---------------------------------|------|----|-----|----|------|----|------|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | | | (数) |
| 65 | 実施方針 | | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 18 | 5 | | | | | | 事業者として、事業契約書は入札前の段階では案として認識しています。落札が決定してから社内法務・契約部門や弁護士、金融関係者が条文を詳細に確認するのが一般的です。事業契約書が解りやすく明記してなかった場合、当選後の協議で解釈に齟齬が発生します。事業契約書や要求水準書などの解釈の齟齬は、記載内容の不備であり、発注者の帰責事項です。協議が一定期間内に整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従いますが、それに伴う追加費用は発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書や要求水準書などの解釈の齟齬をもって直ちに記載内容の不備とはなりません。また、各書類の記載に齟齬があった場合の処理は、入札説明書等で示します。 |
| 66 | 実施方針 | 1 | 基準単価 | 20 | | (1) | | | | | 基準単価を提案することになっていますが、上限額はないのでしょうか。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」2 事業の仕組みを参照ください。 |
| 67 | 実施方針 | 1 | 処理手数料収入の考え方 | 20 | | (2) | | | | | 基準単価は、埋立期間において固定とありますが、物価上昇等の社会情勢の変化によっては、協議とすることとなりませんかでしょうか？ | 別紙「本事業の基本的な考え方について」2 事業の仕組みを参照ください。 |
| 68 | 実施方針 | 1 | ※3 | 20 | | (3) | | | | | 「具体的な割合は、基準単価の提案内容を踏まえ県が設定する」とありますが、提案者との協議の上、設定するとできませんでしょうか？ | 別紙「本事業の基本的な考え方について」2 事業の仕組みを参照ください。 |
| 69 | 実施方針 | 1 | 処理手数料収入の考え方 | 20 | | (3) | | | | | 実績平均単価が基準単価を上回った場合も、埋め立て量が少ないと総収入は少ないケースもあります。仮に、事業経費を差し引いて利益がない場合でも、基準単価を上回った(差額×埋め立て量)の一定割合を県に納付するのでしょうか。 | プロフィットシェアは、単年度精算を想定していません。なお、計画どおり受入廃棄物が確保できなかった場合の取扱いについては、別紙「本事業の基本的な考え方について」4 埋立期間及び受入廃棄物を参照ください。 |
| 70 | 実施方針 | 1 | 処理手数料収入の考え方 | 20 | | (3) | | | | | 「事業者は…一定の割合を県に納付する」とありますが、実績埋立量が計画を下回りかつ単価が基準を上回った場合の年度内全体収支が赤字の場合でも県へ納付するのでしょうか？ | No.69の質問回答を参照ください。 |
| 71 | 実施方針 | 2 | リスク分担保 | 21 | 別紙 | 2 | | | | | 金利変動リスクについて金利基準日を竣工日とありますが、竣工後の運営期間中に大幅に金利変動が発生した場合でも県としては負担はないのでしょうか。 | 別紙「本事業の基本的な考え方について」3 収支見通しを参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|-----------------------------------|------|-----|-----|----|------|----|-----|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 72 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表(案) | 21 | 別紙2 | | | | | | 「金利変動リスク」について、貴県のサービス 購入料に適用されるベースレートがマイナス になる可能性を考慮して、0%をフロアとする という認識で宜しいかご教示ください。 | 基準金利がマイナス金利となった場合には、基準 金利を0%とすることを基本として協議します。 |
| 73 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表(案) | 21 | 別紙2 | | | | | | 「不可抗力リスク」について、貴県の負担範囲 は、不可抗力により生じた施設の修繕のみで なく、修繕中の売上減及び固定費支払を含む という認識で宜しいかご教示ください。 | 入札説明書等で示します。 |
| 74 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表 共 通 住民 対応リス ク | 21 | | | | | | | 搬入車が「要求水準書(案)3.4.2(4)案内・指 示 イ」に示される搬入ルートを利用している にもかかわらず、住民からの苦情・クレーム 等が発生した場合の対応は「事業実施そのも のに対するもの」として県のリスク負担との理 解でよろしいでしょうか。 | 事業者の責めに帰さないことが合理的に認められ る場合には、県の負担となります。 |
| 75 | 実施方針 | 2 | 共通 リスク分 担表 | 21 | | | | | | | 帰責事由を明確に判断できない場合は、リス クの分担に関して協議との理解でよろしいで しょうか。 | 原因者が明確にならない場合、それぞれ立証責任 を負うものが負担することになります。 |
| 76 | 実施方針 | 2 | 共通 募集書類 リスク | 21 | | | | | | | “入札説明書等の誤り、内容の変更に関する もの”とありますが、“入札説明書や要求水準 書等の誤り、曖昧・不明確な要求水準、入札 後の資料の追加や補足説明、解釈の齟齬、 内容の変更に関するもの”との理解でよろし いでしょうか。 | 入札説明書等の記載内容に不備があり、これを事 業者が明らかにした場合には、県がリスクを負担し ます。 |
| 77 | 実施方針 | 2 | 共通 資金調達 リスク | 21 | | | | | | | 入札にあたっては、金融機関による事業計 画、収支計画等の審査を経てプロジェクトファイ ナンスの事前承認を得ます。しかし、当選 後の協議で、事業者が提案した事業計画や 収支計画が変更となり、プロジェクトファイ ナンスが適用できなくなった場合には、事業者 としてペナルティ無しで辞退できるのでは しょうか。 | 責見のとおりです。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|---|------|----|-----|----|------|----|-----|--|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (数) | | |
| 78 | 実施方針 | 2 | 共通 不可抗力 リスク | 21 | | | | | | | 選定事業者が負担する、一定の割合・金額の基準及び決定方法についてご教示ください。 | 入札説明書等で示します。 |
| 79 | 実施方針 | 2 | | 22 | ※1 | | | | | | 不可抗力リスクにおいて、一定の割合若しくは一定の額の負担とは、事業者の1%負担という理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書等で示します。 |
| 80 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表 設 計・建設 物価変動 リスク | 22 | | | | | | | 設計・建設期間中の物価変動リスクのうち、サービス購入分について、一定の指標のもとに改定する予定との事ですが、物価変動リスクは選定事業者のコントロールが効かないリスクですので、県のリスク負担となるよう指標を定めていただきたく存じます。 | 物価変動リスクのうち事業者が負担するものについては、埋立処理手数料の改定等により費用回収されることを想定しています。ただし、それにより難い大幅な物価変動等が生じた場合については、協議とします。 |
| 81 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表 設 計・建設 物価変動 リスク | 22 | | | | | | | 設計・建設期間中の物価変動リスクのうち、サービス購入分以外については、選定事業者のリスクとなっておりますが、工事完了まで入札提案時から5年以上の期間を要することから、入札時の価格からの変動につきリスクを県負担、若しくは選定事業者と県とでシェア出来るよう検討いただけないでしょうか。 | No.80の質問回答を参照ください。 |
| 82 | 実施方針 | 2 | 設計・建 設 物価変動 リスク | 22 | | | | | | | 設計・建設期間中の物価変動について、物価上昇分は実勢価格(調達価格など+経費や「経研標準建築費指数季報)で全額県の負担とできないのでしょうか。 | No.80の質問回答を参照ください。 |
| 83 | 実施方針 | 2 | リスク分 担表 運 営維持管 理 物価 変動リス ク | 22 | | | | | | | 「埋立期間中及び埋立終了後の管理期間中の物価変動リスクは選定事業者」となっておりますが、両者の協議事項とし、リスク分担とできませんでしょうか？ | No.80の質問回答を参照ください。 |
| 84 | 実施方針 | 2 | 運営・維 持管理 物価変動 リスク | 22 | | | | | | | 埋立期間中及び埋立終了後の管理期間中の物価変動に応じて、基準単価の見直しを検討いただけないでしょうか。 | No.80の質問回答を参照ください。 |

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|-----|------|----|----------------------------|------|---|-----|----|------|----|------|--|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | | | (数) |
| 85 | 実施方針 | 2 | 運営・維持管理 受入廃棄物の性状 リスク | 22 | | | | | | | 「受入廃棄物の性状に起因する事故等」とは、どのような事象を想定されているのでしょうか。 | 受入廃棄物に起因する、爆発、遮水工の破損、有毒ガスの発生等の事故を想定しています。 |
| 86 | 実施方針 | | | | | | | | | | 廃掃法上における維持管理積立金についてどのようにお考えでしょうか。維持管理積立金の支払いは所有権のある県で行うのでしょうか？それとも運営側で負担するのでしょうか？また積立金の算定方法については容量による算出方法か維持管理期間の積上げによる算出方法なのか御教示願います。 | 県が設置者であることから、事業者は維持管理積立金の積立対象にはなりません。 |
| 87 | 実施方針 | | | | | | | | | | 今後地域の方々と環境協定書を結ぶ計画となっているとの事でしたが、この協定書は地域の方と県が締結するという認識でよろしいでしょうか。また、今後協定書と要求水準書に隔たりがあった場合、住民への対応は県で執り行うという認識で宜しいでしょうか？ | 貴見のとおりです。 なお、協定書にPFI事業者名を明記することを想定しています。 |